

坂町くらし応援クーポン券取扱店募集要項

1 趣旨

この要項は、坂町くらし応援クーポン券事業（以下、「クーポン券事業」という。）における坂町くらし応援クーポン券（以下、「クーポン券」という。）を使用できる特定事業者（以下、「取扱店」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

発行するクーポン券の概要については、別紙のとおりとする。

2 登録資格・条件

取扱店登録ができる事業者については、次の項目に該当する事業者であること。

- (1) 町内に事業所又は店舗がある事業者
- (2) 買い物弱者の支援を目的として、町内で営業を行う移動販売店舗

ただし、次の事業者を除く

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行う者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合または業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ③ 暴力団等反社会的勢力である者

3 申込方法

「坂町くらし応援クーポン券取扱店登録申請書兼誓約書」（第1号様式）に所定の事項を記入し、坂町役場総務部企画財政課（以下、「企画財政課」という。）へ提出する。提出方法は、郵送又は持参とする。複数の支店がある場合は各支店店舗単位で登録が必要なものとし、大型店の場合はテナントごとに申込が必要なものとする。

なお、取扱店登録料は無料とする。

4 取扱店の募集受付期間

令和4年11月14日（月）～令和4年12月27日（火）

5 クーポン券の使用期限

令和5年3月31日（金）

6 クーポン券の換金

クーポン券の換金は指定金融機関口座への入金とするが、役場窓口での受け取りも可能とする。

- (1) 換金手数料

無料

- (2) クーポン券の提出先

坂町役場2階 企画財政課窓口

- (3) クーポン券の提出方法
回収したクーポン券と換金依頼書を郵送又は持参
- (4) クーポン券の換金
月2回程度の換金日を設ける予定

7 参加店舗の募集について

本事業の参加を希望する店舗は、「坂町くらし応援クーポン券取扱店登録申請書兼誓約書」を次のとおり提出すること。

提出先：坂町役場 総務部 企画財政課
住所：〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号
電話：082-820-1507
【提出方法】
郵送又は持参による。(締切日必着)
【受付期間】
令和4年11月14日(月) ~ 令和4年12月27日(火)

※ 申請書は坂町ホームページでダウンロードできる。

8 注意事項

- (1) 登録に関する虚偽または不正行為をしてはならない。
- (2) 釣銭は出さない。
- (3) 盗難、紛失、偽造または模造等に対して、発行者は責を負わない。
- (4) 取扱店ステッカー及びポスターを分かりやすい場所に掲示すること。
- (5) クーポン券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らか場合は、クーポン券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに企画財政課に連絡すること。
- (6) 必要がある場合は、町が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。

9 クーポン券の使用制限

クーポン券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 出資や債務（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製ハガキ、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等
- (5) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に係るもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

- (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ、クーポン券の交換または売買等
- (9) その他、クーポン券事業の目的に沿わないと認められるもの

1 0 取扱店の周知

対象者へクーポン券を送付する際に取扱店一覧を同封する（ただし 11 月 30 日までに申請した事業所又は店舗に限る）ほか、坂町ホームページに掲載する。

1 1 資格の喪失

本要項に定める内容に違約する行為が認められた場合は、取扱店の換金の停止、登録取り消し、損害金の請求等を行うことができる。

1 2 届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに企画財政課に届け出るものとする。

1 3 その他

トラブル発生時の連絡先は、企画財政課（TEL082-820-1507）とする。

別紙

坂町くらし応援クーポン券の発行概要

1 目的

坂町では、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等により、町民の家計や町内事業者の売上等に様々な影響が出ていることから、坂町くらし応援クーポン券事業を実施することにより、町の経済を活性化させるとともに、町民・町内事業者への支援を図る。

2 配布対象者及び推定人数

(1) 配布対象者

基準日（令和4年11月1日）に坂町民である者。

(2) 配布対象者数

12,890人

3 クーポン券の概要

名称	坂町くらし応援クーポン券
発行総額（発行数）	64,450,000円（500円×10枚×12,890人）
配布内容	500円×10枚 内訳 全店舗使用可能券500円×4枚 小規模店舗専用券500円×6枚
配布方法	坂町からクーポン券を町内の全世帯主宛に郵送する。
使用期間	令和4年12月9日～令和5年3月31日
使用制限	1会計につき1,000円（2枚）まで使用可能